

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 18 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24593169

研究課題名(和文) 地域における介護システムを応用した歯科保健医療サービスの構築に関する研究

研究課題名(英文) A study on the construction of dental health services that by applying the Long-Term Care system in the region

研究代表者

尾崎 哲則(OZAKI, Tetsunori)

日本大学・歯学部・教授

研究者番号：20194540

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：全国の訪問看護ステーション(以下：訪看)3800か所を対象に、歯科医療機関との連携を調査した。回収率は22%であった。約60%の施設で口腔状況把握・口腔ケアともに行っておらず、歯科専門職との連携が希薄であることが示唆された。

さらに、全国の都市区歯科医師会を対象に、在宅高齢者関連施設との連携等に関する調査した。回収率は80%であった。連携先は、地域包括支援センター(以下：地域包括)が53%、介護老人保健施設(以下：老健)41%、訪看19%であった。また、地域包括は連絡協議会を設けての連携傾向にあったが、老健と訪看は個別対応の率が高く、個別対応は歯科医師会が中心となって調整していた。

研究成果の概要(英文)：We surveyed at 3800 home-visit nursing care stations in Japan, collaboration with dental care institutions and the recovery rate was 22%. At the about 60% of the facilities has not been performed in both the oral situation grasp and oral care. Collaboration with dental professionals and facilities has been suggested that it is sparse.

In addition, we had a survey of collaboration with in-home care elderly related facilities at the district Dental Associations in Japan, and the recovery rate was 80%. Cooperation rate of the Dental Association, the Regional Comprehensive Support Center is 53%, Long-Term Care Health Facility is 41 percent, home-visit nursing care station was 19%. Regional Comprehensive Support Center tended cooperating by providing a liaison council. There were many individual correspondence in the Long-Term Care Health facilities and home-visit nursing care station. Individual correspondence Dental Association had been mainly the adjustment.

研究分野：地域歯科保健学

キーワード：訪問看護ステーション 在宅高齢者 口腔保健 地域包括ケア 地域歯科医師会 歯科医療連携

## 1. 研究開始当初の背景

(1)平成 20 年度以降、医療構造改革が本格化し、高齢者医療制度の構築、介護保険制度の変更など、高齢者を取りまく社会環境が大きく変化してきた。このような中で、医療福祉の社会的資本の効率的な運用や人生の最期を住み慣れた地域で迎えることが大きな課題となってきた。それに伴い、地域での保健医療福祉提供が従来にも増して必要となってきた。このような環境の下で、「地域包括支援センター」、「訪問看護ステーション」を通じた歯科保健・医療についての情報提供や、歯科医療機関あるいは市町村保健センターなどの歯科保健関連施設との連携なくして、今後の在宅高齢者歯科保健の展開は期待できない。公衆衛生・介護の現場での歯科保健の状況について調査を行い、連携法の方略を模索していかなければならない。このようなことを考慮しない限り今後の進展は難しいと思われる。

(2)平成 20 年度医療構造改革により、これまで、成人・高齢者の保健管理および医療について大きな役割をもっていた「老人保健法」が発展的に、「高齢者の医療の確保に関する法」に改正されたことに伴い、従来の枠組みによる、高齢者の口腔保健を支援が、年齢による法の所轄が分散され容易ではなくなった(64 歳以下の歯科保健は健康増進法、65 歳以上 74 歳までの前期高齢者は介護保険法の介護予防事業)。さらに、国庫等からの補助金の乏しい健康増進法での事業化、および平成 17 年度までに実施されてきた平成の市町村合併に伴う全般的な保健医療事業の見直しに当たり、例えば健診事業は存続したとしても、常勤の歯科保健職種の非常勤化や歯科医師会への委託など(分担研究者・尾崎：厚生労働科学研究費補助金(健康科学総合研究事業) 地域健康増進計画の技術的支援に関する研究(平成 16~18 年度))については、今後の先行きは極めて不安定な状況にある。一方、介護予防等の事業は、全国約 400 か所に設置された「地域包括支援センター」が大きな役割を持っているが、口腔保健の推進からみた場合、機能を果たしているとは言い難い。

一方、在宅で寝たきりとなる高齢者の半数以上は、脳血管障害や骨折等の急性期の疾患の治療から回復期の状態を経て在宅に至るが、この間の行われるカンファレンスや連携事業の中で口腔領域のことが話題となることが少ない。

そこで、本研究では、寝たきり在宅高齢者が「急性期・回復期を経て在宅に戻る」際に最終的に関わる「訪問看護ステーション」の利用者の口腔保健向上のための地域歯科医療機関・地区歯科医師会との連携等についての調査を行い、現状把握を行い、問題点を見出し、解決方法も模索する。また、介護保険在宅支援機関と地域歯科医療機関などへの

連携システムの構築例を示すことで、このような状況の下での、在宅高齢者の口腔保健を側面から支援していく研究およびその成果を生かした事業の必要性はあると考えられる。

## 2. 研究の目的

(1)本研究では、高齢者の在宅ケアの観点から重要視されている訪問看護ステーションが、地域の歯科医療機関などと連携をもって在宅高齢者の口腔保健の保持・増進を推進するための施策づくりの方法を探るとともに、市町村レベルでの地域歯科保健および日常の訪問看護での業務に関連する歯科関連事項を支援するための基本的な口腔に関する知識および連携マニュアルの作成と訪問看護関係者と地域の歯科保健関係者との連携方法の方略を作成することを目的とする。

(2)口腔領域の保健医療は「生活の医療」といわれ、特に高齢者にとっては、日々の QOL に大きな影響があることは周知の事実である。しかし今後さらに、大きな改革を必要とするといわれている市町村国民健康保険や平成 20 年度から新設された後期高齢者医療制度での歯科医療費を考える中で、課題となることは間違いのない項目である。ただ単に、連携して歯科医療の供給をすれば事足りるものではなく、その後の口腔保健全体を考えれば、介護あるいは福祉領域との連携を考慮する必要がある。また、歯科領域は他の医科領域と異なり、対象を肉眼で見ることができ、日常生活の中で機能を実感できる特性を有している。そのため、比較的理解及び認識しやすい部位である特徴を持つ。そのことを応用し、口腔保健の専門家の少ない「訪問看護ステーション」の状況について考慮しつつ、市町村保健センターあるいは歯科医療機関等との連携をもって実施することができる在宅高齢者を対象とした歯科保健システム構築を模索する。

## 3. 研究の方法

### (1)全国のデータの収集

#### 訪問看護ステーションについて

口腔領域は、日常生活の中で機能を実感できる特性を有している。その比較的理解や認識しやすい特徴を応用し、訪問看護ステーションの利用者の口腔保健向上のために、全国の訪問看護ステーション 3800 か所を対象に、郵便留置法にて歯科関連事業等の実施状況・歯科関連での知識や困難事項、さらに歯科医療機関及び市町村保健センターとの連携等についてのアンケート調査を行った。

全国の政令市・特別区と市町村について在宅保健医療福祉の調整機能等を有する自治体の平成 24 年度の在宅要介護高齢者に対する歯科保健事業の実施状況を把握するため調査を行った。自治体への調査は、人口、要介護状態別人口、在宅要介護高齢者を対象

とした歯科保健事業の有無、歯科保健推進条例の設置状況、歯・口腔の健康づくり計画の策定状況、訪問看護ステーションとの連絡協議会の設置状況等についてのアンケートを実施した。調査は、保健所を設置する市（保健所設置市）、特別区を対象とした調査と都道府県の保健所が管轄する市町村の調査に分けて実施した。保健所設置市、特別区を対象とした調査では、保健所設置市である政令指定都市20市、中核市42市、保健所政令市8市、特別区23区の計93自治体を対象とし、郵送にて調査用紙を送付し、調査を実施した。保健所の管轄する市町村を対象とした調査では、都道府県の保健所が管轄する市町村を対象とし、郵送により、都道府県歯科保健主管部局へアンケート用紙を送付し、都道府県歯科保健主管部局で、各市町村の状況を記載した後、返送されたものについて、分析に供した。なお、厚生労働科学研究補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）の給付を受けられることになり、その研究補助金により全国の自治体調査が可能になった。

#### 郡市区歯科医師会について

訪問看護ステーションからのデータのみでは、事業での組織間の連携や広く事業展開する際に求められる機能を十分に考察することができない可能性がある。そこで、歯科保健医療サービスの実際の提供者である「郡市区歯科医師会」で、介護関連機関等の連携状況や問題への対処等を把握するために、日本歯科医師会が通常、資料等を送付している郡市区歯科医師会（調査時点764会）を対象として、郵便留置法でアンケート調査を実施した。

#### (2) 実践地域の状況調査

訪問看護ステーションにおける先行事例口腔保健関連の事業について比較的良好に実施され、歯科保健関係者との連携が来ている訪問看護ステーションの状況について、行政（都道府県等）から得た情報収集（人的・財政的状況、実施事業等）についての検討を加えた。特に口腔保健支援推進要因を中心にデータの解析を行った。さらに、実施訪問看護ステーションで口腔保健を推進するための条件についても検討した。

高齢者歯科保健事業が進んでいる自治体での先行事例

自治体における在宅歯科医療との関連について、都道府県を經由して資料提供を受け、検討した。さらに、高齢者歯科保健状況のデータ推移については、事業の進行状況との関連についても分析した。

#### 在宅高齢者用口腔保健連携マニュアル

上記の分析結果をもとにして、在宅高齢者用の他職種用口腔保健連携マニュアルについての必要な項目、実施可能な社会環境等について検討を行った。

### 4. 研究成果

#### (1) 全国のデータの収集

#### 訪問看護ステーションについて

816件の回答を得たが、回収率は21.5%と低かった。東日本が西日本に比べ高い傾向にあった。

歯科医療関係者の配置では、歯科医師・歯科衛生士とも配置は7件、歯科医師のみが1件、歯科衛生士のみが6件で、14件（1.7%）にしか配置されていなかった。口腔の状況把握のための研修会については、391件（47.9%）で行っており、今後行う予定の施設は266件であった。口腔状況の把握研修の指導者は歯科医師のみが68件、歯科衛生士のみが75件、歯科医師・歯科衛生士ともが75件であり、歯科医療関係者以外のみは73件であった。研修の実施が定期的であるものはわずか18件で、不定期が333件と大多数であった。

実際の利用者の口腔状況の把握について、全利用者把握が239件（29.3%）、必要と思われる者のみが529件（64.8%）であった。把握を行っている職種（重複回答あり）は、看護職が763件と大半で、歯科医師が57件、歯科衛生士が51件と少なかった。把握の方法（重複回答あり）は、本人・家族からの情報が679件、スタッフによる観察が721件であり、かかりつけ歯科医からの情報が139件、連携歯科医の口腔内診査が61件、連携歯科衛生士による口腔観察が74件であった。

口腔状態の把握は、要介護者のQOL維持向上の上で重要であると思われ、その把握は歯科保健関係者が行うことが望ましいと考えられる。しかし、口腔状態の把握に関しては、研修の実施は半数と少なく、ほとんどが看護職の観察と家族等からの情報であった。これらから、歯科専門職との連携が希薄ではないかと考えられた。今後、要介護者の口腔状況の改善には、歯科医療機関と具体的な連携方法を提示することの必要性が見出された。

#### 全国の政令市・特別区と市町村について

訪問看護ステーションからのデータのみでは、事業での組織間の連携や広く事業展開する際に求められる機能を十分に考察することができない可能性が高いために、調整機能等を有する自治体の認識や状況についての検討を進めていった。

分析可能であったものは、保健所設置市（政令指定都市20、中核市32、保健所政令市6、特別区19）計77で、その他の市町村では43都道府県分で回収できた市590、町556、村128であった。

在宅要介護者への歯科保健業務の実施率は、全自治体を通して、事業別では訪問口腔保健指導、訪問歯科診療、歯科検診の順であった。いずれの事業も、保健所設置市、市、町、村の順に、人口規模が大きいほど実施率が高い傾向にあった。

歯科保健推進条例の策定状況は、保健所設置市および特別区では約7%が策定済みであった。市町村では数%と低かったが、人口

10万人以上の市では17%であった。

歯科保健計画の策定状況は、市約56%、町約45%、村約36%で策定済みであったが、保健所設置市では約17%であった。

以上より、保健所設置市は、口腔保健に関する条例や保健計画の策定とは別途に、何らかの措置で在宅高齢者に対する事業を展開していることが考えられた。

訪問看護ステーションとの連絡協議会の開催状況をみると、「開催あり」が、保健所設置市では11%、その他の市町村では数%とかなり低い開催率であった。

#### 郡市区歯科医師会について

回答数の合計は606(回収率:79.5%)であった。

連携先は、地域包括支援センターが52.8%で最も多く、次いで介護老人保健施設40.9%、訪問看護ステーションは18.9%で低かった。また、連携形態では、介護老人保健施設に対しては個別対応の形態をとる傾向が強く、地域包括支援センターでは、連絡協議会を設けて連携をはかる傾向にあった。訪問看護ステーションは全体的に低く、個別対応の割合が高かった。地域内施設との連携の割合は、地域包括支援センターは地域内全施設と連携をとる傾向にあったが、介護老人保健施設では一部施設が多く、連携の割合は、施設の種別によって異なっていた。また、連絡協議会の設置は地域包括支援センターで多くみられ、個別対応は歯科医師会が中心となって調整している傾向にあった。連携事業は、介護老人保健施設では連携施設の50%以上で口腔ケア・歯科治療が行なわれ、地域包括支援センターでは口腔ケアが、訪問看護ステーションでは連携施設の半数で歯科治療・口腔ケアがされていた。摂食嚥下指導は各施設とも連携の30%程度であった。

介護老人保健施設や訪問看護ステーションとの連携は、利用者の個別問題への対応傾向があるように考えられる。そこで、これらの施設との連携が組織化されれば、歯科からの地域包括ケアへの参画も広がると考えられた。

#### (2)実践地域の状況調査

先進実践地域の検討は、東京都福祉保健局ならびに東京都多摩府中保健所と北海道庁からの訪問看護ステーションの情報提供を受けて、所轄管内で行った。なお、平成24年度中に、健康増進法・医療法等に基づく政令等改正に基づき、市区町村において医療保健計画やその他連携の計画の見直しが行われているため、本研究に関わる項目が変更された可能性があり、調査が困難な状況であった。これを補う目的で、一部の区市では、書面ではなく聞き取り調査を行った。この結果、訪問看護ステーションに対して口腔ケア対策・支援は、歯科以外の他の研修会で触れる程度の地区から、口腔ケアの連絡協議会を持つ地区まであ

ることが明らかになり、大きな差があった。

訪問看護ステーションにおける先行事例  
口腔ケア等について比較的良好に認識し、歯科関係者との連携が出来ている訪問看護ステーションに対して、聞き取り調査を行った。同一市内にあり、同一法人が運営している訪問看護ステーション間の比較を、歯科関係機関との連携や人的な状況、実施事項について検討を加えた。ここで抽出された因子は、地区歯科医師会との連携体制であった。個人の歯科医師がキーパーソンとして活動を始め、それをもとに、簡易なシステムを構

築し、訪問看護ステーションとの連携方法を確立した後、地区歯科医会全体で行う事業へと展開されていった。ただ単に連絡会議があっても機能しないことが例示された。

#### 高齢者歯科保健事業が進んでいる自治体での先行事例

東京都内の比較的訪問看護ステーションでの連携状況が進んでいる地域で、特に口腔保健支援推進要因を中心にデータの解析を行い、連携に向けての方略を検討した。その結果、口腔ケアに対するキーパーソンが存在の有無が因子として考えられた。しかし、キーパーソン育成等については具体的な方向性は見えてこなかった。また、他の歯科治療・摂食嚥下指導では、際立った要因は見出すことができなかった。

#### 在宅高齢者用口腔保健連携マニュアル

調査で得られた要因等について、その普遍化への妥当性を検討するとともに、それぞれの地域での歯科保健・医療機関の特性等も勘案した。調査目的を「訪問看護ステーション」が、在宅高齢者へ口腔保健の推進のための事業システムの構築を図るためのマニュアルを作成としたところ、マニュアルについては、訪問看護ステーション用の口腔状況の把握の手引きや、訪問看護ステーションで実施されている事業のうち、直接口腔保健と関連しているものについてはある程度確立されていることが確認できた。むしろ連携方法についての部分がなかった。また、平成26年度から国が行う医療体制改革基金の対象事業となる在宅医療実施に係る拠点・支援体制の整備に供することができるよう、今後、地域での高齢者への歯科口腔保健サービスを適切に提供するためのポイントを見出し、地域歯科保健医療のシステムへの連携、さらに、医科歯科連携をどのように構築していくかが重要であることが明確になった。

そのため、マニュアルの内容について再度初めから検討を開始し、連携体制を中心とする指針のような形となった。今後、本システムの意味・研究の意義の理解が得られた訪問看護ステーションで実施を試みるとともに、実施施設でデータ採取・分析も行い、利用者からの意見を参考に修正を図る予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1件)

三澤麻衣子、上原任、山崎晴美、尾崎哲則、要介護高齢者への歯科保健医療提供に関する研究 - 2. 訪問看護ステーションにおける摂食・嚥下への対応状況について -、日本歯科医療管理学会雑誌、査読有、48巻、2014、277-282

〔学会発表〕(計 7件)

尾崎哲則、野々峠美枝、三澤麻衣子、上原任、地域包括ケア対応の歯科保健システムの構築に関する研究 その1、第56回日本歯科医療管理学会総会・学術大会、2015年5月29日、岡山国際交流センター(岡山県岡山市)

尾崎哲則、公衆衛生における歯科口腔保健の役割を考える - 成人・高齢者を対象として - 在宅高齢者を対象とする市町村の歯科保健事業の全国調査結果から、第73回日本公衆衛生学会 総会、2014年11月7日、宇都宮東武ホテルグランデ(栃木県宇都宮市)

尾崎哲則、青山旬、上原任、三澤麻衣子、野々峠美枝、三浦宏子、在宅要介護高齢者への歯科保健サービスの実施状況、第73回日本公衆衛生学会 総会、2014年11月6日、宇都宮東武ホテルグランデ(栃木県宇都宮市)

尾崎哲則、三澤麻衣子、上原任、野々峠美枝、青山旬、三浦宏子、要介護高齢者の定期的な歯科検診受診状況に関する検討 1. 介護老人保健施設について、第63回日本口腔衛生学会・総会、2014年5月30日、崇城大学ホール(熊本県熊本市)

尾崎哲則、ミニシンポジウム1「今、歯科衛生士に求められる地域での連携( )」、第63回日本口腔衛生学会・総会、2014年5月29日、熊本市国際交流会館(熊本県熊本市)

尾崎哲則、押川麻衣子、上原任、野々峠美枝、本橋佳子、訪問看護ステーションをキーとした在宅高齢者への口腔保険サービスの提供 1、第72回日本公衆衛生学会総会、2013年10月24日、三重県文化センター(三重県津市)

押川麻衣子、上原任、野々峠美枝、三澤健一郎、尾崎哲則、訪問看護ステーションと歯科医療機関との連携 - 1. 連携による口腔状況の把握の差異について、第54回日本歯科医療管理学会総会・学術大会、2013年6月30日、朝日大学(岐阜県瑞穂市)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

尾崎 哲則(OZAKI, Tetsunori)  
日本大学・歯学部・教授  
研究者番号：20194540

(2) 研究分担者

上原 任(UEHARA, Tamotsu)  
日本大学・歯学部・助教  
研究者番号：40424741

三澤 麻衣子(MISAWA, Maiko)  
日本大学・歯学部・助教  
研究者番号：80386127